

危険物船舶運送及び貯蔵規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 危険物運送船適合証の書換え
- ② 手続根拠 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第41条
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 危険物運送船適合証の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合。
- ⑤ 提出方法 : 危険物運送船適合証書換申請書を船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 危険物運送及び貯蔵規則第44条
- ⑦ 添付書類・部数 : 危険物運送船適合証
- ⑧ 申請書様式 : 危険物運送船適合証書換申請書（第三号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ② 標準処理期間 : 2日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

※地方運輸局等の所在地は、国土交通省のホームページをご参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/about/chihounyu.html>

第三号様式（第四十一条関係）

危険物運送船適合証書換申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
危険物運送船適合証の番号			
書換えを受けようとする事項	新		
	旧		
備 考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。